

令和3年度包括外部監査結果に基づく措置の状況
市税の賦課徴収に関する事、徴収事務の執行について

対応区分 「措置済」 措置が完了したもの又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの
「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの
「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能なもの等措置を講じないことを決定したもの

頁	区分	項目	指摘事項・意見（抜粋）	担当部署（所管課）	対応区分	措置状況・理由
183	指摘4	第4章 監査の意見と結果（各論） X 滞納整理事務 (2)各税目の滞納額上位5名に対する対応状況について	債務の経緯と累積期間、滞納金額から見ると可能な限り差押え等の債権の保全措置を行うべき事案が認められる。コロナ禍の影響で再び膠着しているようであるが、今後早期に折衝を再開し、債権保全措置等に向けて対応すべきである。	納税課	措置済	納税の猶予の担保として、不動産に対する抵当権を設定し、債権保全の措置を行いました。現在は、この猶予による、現年度課税分の納期内納付と滞納繰越分の分割納付の履行を監視しているところです。

（公表日：令和5年11月29日 通知日：令和5年11月22日 法第39号）